

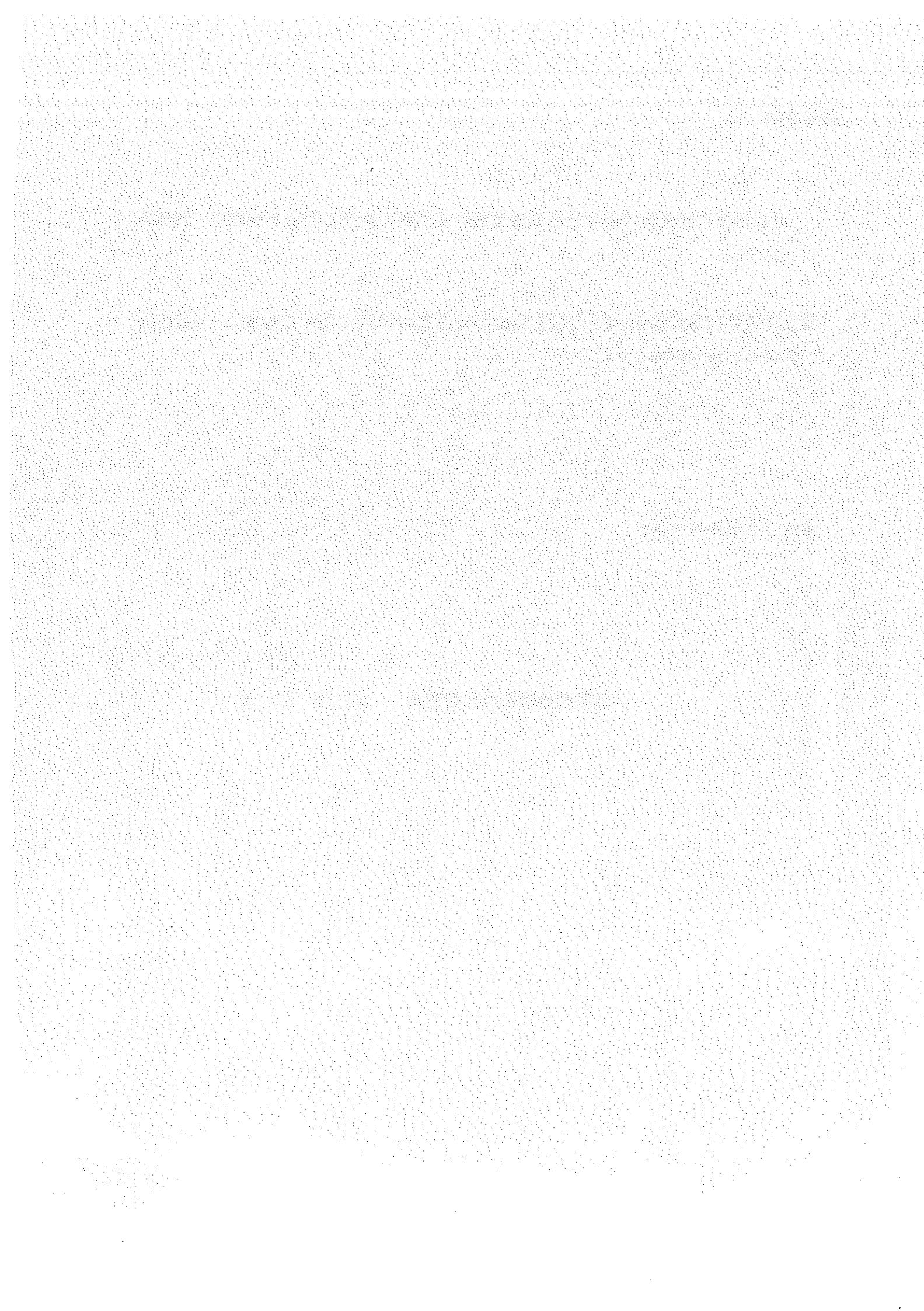
報告事項 力

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について、別紙のとおり報告します。

平成29年4月14日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志



県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

社会教育課

このたび、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則を下記のとおり平成29年3月31日付けで一部改正しました。

◇県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

指定難病の患者等の社会参加の促進を図るため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による医療受給者証の交付を受けた者の社会参加を促進する目的で鳥取県立博物館、鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家を使用させるときは、使用料の減免を行うことができるものとする。

(2) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(授業料等及び使用料の減免)			(授業料等及び使用料の減免)		
区分	授業料等 又は使用 料	減免事由	区分	授業料等 又は使用 料	減免事由
略			略		
鳥取県 立博物 館	通常展示 の入館料 及び特別 展示の入 館料	1 略 2 身体障害者手帳の交付 を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障 害者保健福祉手帳の交付 を受けた者、 <u>障害福祉サ ービス受給者証の交付を 受けた者</u> その他知事が定 める基準に該当する心身 に <u>障がい</u> を有する者（以 下「 <u>障がい者</u> 」といふ。 ）及びその介護者が観覧	鳥取県 立博物 館	通常展示 の入館料 及び特別 展示の入 館料	1 略 2 身体障害者手帳の交付 を受けた者、療育手帳の 交付を受けた者、精神障 害者保健福祉手帳の交付 を受けた者その他知事が定 める基準に該当する心身 に <u>障がい</u> を有する者（以 下「 <u>障がい者</u> 」といふ。） 及びその介護者が観覧す るとき。

		<p>するとき。</p> <p><u>3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者</u> <u>(以下「難病患者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p>		<p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>
		略	略	略
展示室等 使用料(冷 房若しく は暖房を したと き、又は照 明をした ときに加 算すべき 部分を除 く。)	1・2 略 3 <u>障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。</u> <u>4 難病患者の社会参加を促進すると認められるとき。</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u> <u>7 略</u>	展示室等 使用料(冷 房若しく は暖房を したと き、又は照 明をした ときに加 算すべき 部分を除 く。)	1・2 略 3 <u>障害者の社会参加を促進すると認められるとき。</u>	4 略 5 略 6 略
	略	略	略	略
鳥取県 立大山 青年の 家	施設使用 料	1・2 略 3 <u>障がい者及びその介護者が利用するとき。</u> <u>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u>	鳥取県 立大山 青年の 家	1・2 略 3 <u>障害者及びその介護者が利用するとき。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>
鳥取県 立船上 山少年 自然の 家	施設使用 料	1・2 略 3 <u>障がい者及びその介護者が利用するとき。</u> <u>4 難病患者及びその介護者が利用するとき。</u> <u>5 略</u> <u>6 略</u>	鳥取県 立船上 山少年 自然の 家	1・2 略 3 <u>障害者及びその介護者が利用するとき。</u> <u>4 略</u> <u>5 略</u>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。